

広島地方労働審議会 第2回
広島県和服裁縫業最低工賃専門部会 議事要旨

開催日時	令和7年6月18日(水) 9時57分～12時11分		
開始場所	広島合同庁舎2号館5階特別会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	家内労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	委託者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県和服裁縫業最低工賃の改正について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定について</p> <p>事務局から、第1回専門部会議事要旨及び部会後に実施した調査結果等を説明した後、家内労働者委員からの「最低工賃額が適用される工程を再検討するべきである。」との意見に基づき、工程について審議が行われた結果、最低工賃額が適用されるのは、「裁ち合わせ、地直し、縫製及び押し」の全ての工程が行われた場合とし、その旨を最低工賃表に記載することで意見が一致した。</p> <p>最低工賃改正案の各側からの説明については、委託者代表委員から新たに改正案が提示され、○品目・規格については、和服仕立ての現状に即して整理した○金額については、委託者となり得る呉服屋及び家内労働者との仲介を行う業者の経営を圧迫しない範囲で、物価上昇率を考慮した旨の説明がなされた。</p> <p>家内労働者委員からは改正案の提示はなく、「鳥取県の最低工賃額を考慮する必要がある。」等の主張がなされた。</p> <p>その後、広島県の和服業界の活性化という目的は一致したものの、改正工賃額についての歩み寄りがないまま審議は続いたが、最終的には、家内労働者委員が委託者委員改正案に賛同の意思を示し、全会一致で結審した。</p> <p>審議内容は部会長報告に取りまとめられ、広島地方労働審議会において、広島地方労働審議会運営規程第9条1項により「最低工賃専門部会の議決をもって審議会の議決とする。」ことが確認されていることから、同審議会会長から広島労働局長に答申がなされた。</p> <p>2 その他</p> <p>事務局から、改正決定に係る今後の手続きについて、異議申出、官報公示の手続を経て、法定どおりの発効となること、また、異議申出が行われた場合は、7月4日あるいは7月7日に専門部会を開催する旨の説明を行った。</p>			